

第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第6節 簡易タンク貯蔵所

第1	タンクの設置場所
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第14条第1号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う簡易タンク（以下この条において「簡易貯蔵タンク」という。）は、屋外に設置すること。ただし、次のイからニまでのすべてに適合する専用室に設置するときは、この限りではない。

イ 当該専用室の構造が、危政令第12条第1項第12号及び第13号に掲げる屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造の例によるものであること。

ロ 当該専用室の窓及び出入口が、危政令第12条第1項第14号及び第15号に掲げる屋内タンク貯蔵所の窓及び出入口の例によるものであること。

ハ 当該専用室の床が危政令第12条第1項第16号に掲げる屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の床の構造の例によるものであること。

ニ 当該専用室の採光、照明、換気及び排出の設備が危政令第10条第1項第12号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によるものであること。

※ 簡易貯蔵タンクの規模、構造から危険物の取扱いがその直近で行われることが通常であるので、その際の可燃性蒸気の漏洩等による危険の排除を目的としている。

参照

○ 「危政令第12条第1項第12・13・14・15・16号」－第4節「屋内タンク貯蔵所-第14タンク専用室の構造等」

○ 「危政令第10条第1項第12号」－第2節「屋内貯蔵所-第15採光、照明、換気設備及び排出設備」

第2	タンクの設置数
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第14条第2号

一の簡易タンク貯蔵所に設置する簡易貯蔵タンクは、その数を三以内とし、かつ、同一品質の危険物の簡易貯蔵タンクを二以上設置しないこと。

留意事項

- 同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表第1に掲げられている品名が同一であっても品質が異なるもの（例えば、オクタン価の異なるガソリン等）は、同一品質には該当しない。（*）

第3	標識及び掲示板
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第14条第3号

簡易タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に簡易タンク貯蔵所である旨を表示した標識【危規則第17条】及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板【危規則第18条】を設けること。

参照

○ 「標識及び掲示板」一別記5「標識・掲示板」

第4	タンクの固定及び空地
----	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第14条第4号

簡易貯蔵タンクは、容易に移動しないように地盤面、架台等に固定するとともに、屋外に設置する場合にあつては当該タンクの周囲に1m以上の幅の空地を保有し、専用室内に設置する場合にあつては当該タンクと専用室の壁との間に0.5m以上の間隔を保つこと。

留意事項

- 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能なようにキャスター等を設けているものが多いが、それは火災等の場合に安全な場所に運ぶためであり、危険物を貯蔵し、又は取り扱う際に移動させるものではない。したがって、平常時は地盤面、架台等に固定すること。なお、固定方法としては、鎖等だけでなく、架台に車の入る溝を設けてこれに車をはめ込む等がある。(*)

- 周囲に空地及び間隔を保有することは、延焼防止、消防活動のためというより、危険物の取扱い、点検等のためであり、屋内及び屋外でも同様に規制されるものである。(*)

第5	タンクの容量、構造及びさび止め塗装
----	-------------------

根拠条文 危政令

- 危政令第14条第5号
簡易貯蔵タンクの容量は、600L以下であること。
- 危政令第14条第6号
簡易貯蔵タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造るとともに、70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- 危政令第14条第7号
簡易貯蔵タンクの外面には、さび止めのための塗装をすること。

留意事項

- 蓄圧式の簡易貯蔵タンク
次の1から6までの各号に適合する場合、危政令第23条の規定を適用し、危政令第17条第1項第6号に規定する簡易タンクと同等の効力を有するものと認める。(昭和38年4月6日自消丙予発第12号「蓄圧式簡易貯蔵タンクの取り扱いについて」)
 - 1 タンクは、政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合すること。
 - 2 タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に作るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行なう水圧試験において洩れ又は変形しない構造であること。
 - 3 タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
 - 4 給油ホースの元には、給油を行なうとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。
 - 5 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送込を遮断できるバルブ等を設けること。
 - 6 タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。

参照

- 「さび止め塗装」－第3節「屋外タンク貯蔵所-第10外面塗装」

第6	通気管
----	-----

根拠条文 危政令

○ 危政令第14条第8号

簡易貯蔵タンクには、危規則第20条で定めるところにより通気管を設けること。

参照

○ 「通気管の基準」－別記17「通気管・安全装置」

第7	給油設備及び注油設備
----	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第14条第9号

簡易貯蔵タンクに給油又は注油のための設備を設ける場合は、当該設備は、危政令第17条第1項第10号に掲げる給油取扱所の固定給油設備又は固定注油設備の例によるものであること。

参照

○ 「給油取扱所との区分」－第1章「第2危険物施設の区分」

○ 「給油取扱所の固定給油設備又は固定注油設備の例」－第9節「給油取扱所
－第9固定給油設備及び固定注油設備」